

令和7年12月16日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

増毛町長 堀 雅 志

市町村名 (市町村コード)	増毛町 014818
地域名 (地域内農業集落名)	暑寒沢地区 (暑寒沢、暑寒沢第1、中歌山の上)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月2日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の平均年齢65歳と高齢化が進み、繁忙期のパート等による働き手の確保が困難である。また離農や後継者不足による耕作放棄地等が増加してきている。持続的に農地の利用を図りながら新規就農者を確保・育成しつつ、農地中間管理機構や他地区などを交え地域全体で農地利用していく仕組みの構築が必要。また、有害鳥獣による食害が多発し、生産量が減少している。

【地域の基礎的データ】

農業者:29人(うち50歳代以下12人)、法人4社

主な作物:果樹(おうとう、りんご、なし、ぶどう)、そば、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手農業者を中心とする果樹の栽培を基本とし、以下に重きを置き今後も取り組む。

- ・地区内の農業用水路、農道の管理。
- ・農業者の高齢化による離農の際、耕作放棄等による遊休農地の増加防止のため、地域を中心に協議したり、農地中間管理機構の活用や新規就農者等による持続的な農地利用を進める。
- ・有害鳥獣等の防護柵の管理やパトロールも行い、食害の防止に努める。
- ・年々温暖化による影響が大きくなり、気候に合う品種の導入を検討する。
- ・摘花剤等を活用し、省力化栽培を推進し、効率よく取り組む。
- ・地域性を生かし、6次産業を目指す取組を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	116.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	99.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

果樹地帯を中心とした農地であり、多面的機能支払制度で管理している地区を中心に地域計画のエリアを決定した。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内の農地集積及び集約化を基本とし、農地中間管理機構の活用を進めつつ、近隣地区の農業者と情報交換を行い計画的に農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用したことがないため、利用方法・メリット等の制度の活用理解を深める。また、離農等による農地は担い手等の意見を集約して農地中間管理機構の活用を進めるよう努めたい。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業への取組はありません。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
総会や役員会等で借り手、貸し手の要望の聞き取り等情報を把握する。また、地区外等の新規就農者の受け入れも前向きに検討し、法人化する経営体も増加する際は、行政やJA等の様々な機関へ相談し地区で協議する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除組合等へ依頼し作業の効率化や軽減に取り組む。また、多面的機能制度を活用し、防風林の管理、草刈り、水路や側溝の泥上げ、補修等の農地の維持、管理については非農業者も含めて、地域全体で推し進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①侵入防止柵の設置状況、目撃・被害発生場所等を地域で共有し、被害防止に努める。
- ②⑤果樹の減農薬栽培を取組ながら、生産方法の安定化を図り、6次化産業の活性化を目指す。
- ③④農業者の希望により進める。
- ⑦多面的機能制度等を活用しながら、農地の適切な保全管理等を継続して実施する。
- ⑩農家住宅の建設等に係る農振地区の軽微な変更については、地区協議を行わないこととする。